

第 10 期介護保険事業計画 章構成（案）

章構成	備考
第 1 章 計画の策定にあたって ・計画策定の背景・趣旨 ・計画の位置づけ ・計画期間 ・策定体制 など	【役割】 第 10 期計画を策定する背景、計画の位置づけ、期間、策定体制等を示す。
第 2 章 高齢者を取り巻く状況 ・人口・世帯の状況 ・高齢者人口・高齢化率 ・平均寿命・健康寿命 ・要支援・要介護認定の状況 ・認知症高齢者の状況 ・介護保険事業の状況 ・各種調査の結果 －介護予防・フレイル －社会参加・地域活動 －認知症 －在宅生活・医療介護連携 －在宅生活を支える条件・サービス －介護保険料とサービス水準 など	【役割】 本市の人口・高齢者・介護保険を取り巻く現状に加え、各種調査から市民の意識・希望・生活上の課題を把握する。
第 3 章 第 9 期計画の評価と第 10 期に向けた課題 ・第 9 期計画の基本方針ごとの総括・評価 ・高齢者保健福祉施策の評価 ・地域支援事業の評価 ・介護保険事業の評価 ・第 9 期計画の取組状況・実績 ・第 10 期計画策定に向けた課題 ① 地域包括ケアシステムのさらなる深化 ② 認知症の人やその家族を支える地域づくり ③ 介護予防・重度化防止のさらなる推進 ④ 地域の担い手の確保と社会参加・就労の促進 ⑤ 介護人材の確保・定着と介護現場の生産性向上 ⑥ 介護サービス基盤の確保 ⑦ 家族介護者への支援 ⑧ 災害・感染症に備えた支援体制の確保 ⑨ データを活用した地域課題の把握と施策評価・改善	【役割】 第 9 期計画に位置付けた施策・事業を改めて棚卸しし、取組状況・実績・成果・課題を整理するとともに、第 10 期計画につなげる課題を明らかにする。
第 4 章 計画の基本的な考え方 ・基本理念 ・基本目標 ・基本方針 ・基本施策 ・第 10 期計画全体の施策体系	【役割】 第 2 章・第 3 章で整理した現状・市民の意識・第 9 期の成果と課題を踏まえ、第 10 期計画の基本理念、基本目標、基本方針及び基本施策を示す。

第5章 地域包括ケアシステムの深化・推進 ・地域包括ケアシステムの全体像 ・医療・介護連携 ・相談支援 ・地域ケア会議 ・生活支援・地域づくり ・住民主体の活動 ・地域の担い手 ・高齢者の住まい ・家族介護者 など	【役割】 地域包括ケアシステムを基盤として、医療・介護だけでなく、生活支援、地域づくり、社会参加、住まい、家族介護者への支援等を関連付け、地域で支え合う仕組みを一体的に推進する。
第6章 認知症施策の推進 ・認知症施策の基本的な考え方 ・認知症への理解促進 ・本人・家族への支援 ・早期相談・早期支援 ・医療・介護・地域の連携 ・認知症になっても暮らし続けられる地域づくり ・新しい認知症観 など	【役割】 認知症の人の本人意思を尊重し、本人・家族への支援と地域全体の理解促進を進め、認知症になっても希望を持って自分らしく暮らせる地域づくりを推進する。
第7章 介護保険事業の推進 ・介護サービスの提供体制 ・居宅サービス ・地域密着型サービス ・施設・居住系サービス ・介護予防サービス ・介護人材の確保・定着 ・介護現場の生産性向上 ・介護サービスの質の確保・向上 ・介護給付適正化 ・介護サービス基盤 ・サービス量・給付費の見込み ・第1号被保険者の介護保険料 など	【役割】 介護を必要とする高齢者が必要なサービスを安心して利用できるよう、サービス基盤、人材、質の確保、給付適正化等を進めるとともに、将来のサービス量・給付費・保険料を見込む。
第8章 計画の推進・進行管理 ・計画の推進体制 ・関係機関・関係団体との連携 ・計画の進行管理 ・施策・事業の評価 ・PDCA ・データを活用した評価・改善 など	【役割】 計画を着実に実施するための推進体制を整備し、施策・事業の実施状況や成果を評価しながら、必要に応じて改善を図る。

【全体の構成・整理の考え方】

第9期の取組を棚卸しし、その実施状況や成果、課題を整理するとともに、本市の現状や市民の意識・希望を踏まえ、関連する施策・事業を分野横断的に整理する。

これらを第10期計画全体の施策体系として再構成し、各分野の取組を相互に関連付けながら、総合的に推進する。